

令和 7 年 9 月

第 4 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案

令和7年第4回横手市議会9月定例会議案一覧表

(1) 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(2) 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(3) 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(4) 諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(5) 諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(6) 諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(7) 諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(8) 諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(9) 報告第17号	専決処分の報告について	1 ~ 2
(10) 報告第18号	専決処分の報告について	3 ~ 4
(11) 報告第19号	専決処分の報告について	5 ~ 6
(12) 報告第20号	令和6年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について	7 ~ 8
(13) 認定第1号	令和6年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(14) 認定第2号	令和6年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(15) 認定第3号	令和6年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁

(16) 認定第4号	令和6年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(17) 認定第5号	令和6年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(18) 認定第6号	令和6年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(19) 認定第7号	令和6年度横手市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(20) 認定第8号	令和6年度横手市病院事業会計決算の認定について	決算書の頁
(21) 認定第9号	令和6年度横手市水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(22) 認定第10号	令和6年度横手市下水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(23) 議案第81号	横手市印鑑条例の一部を改正する条例	9 ～ 11
(24) 議案第82号	横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	12 ～ 18
(25) 議案第83号	横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	19 ～ 25
(26) 議案第84号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	26 ～ 28
(27) 議案第85号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例	29 ～ 35
(28) 議案第86号	横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	36 ～ 38
(29) 議案第87号	横手市水道事業給水条例等の一部を改正する条例	39 ～ 43
(30) 議案第88号	横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	44 ～ 46

(31) 議案第89号	工事請負契約の変更について(南東地区最終処分場 第1区画キャッピング工事(第2期))	47
(32) 議案第90号	財産の取得について(横手市立体育館テーブル・イス備品)	48
(33) 議案第91号	財産の取得について(横手市立体育館スポーツ備品(共通備品関連))	49
(34) 議案第92号	財産の取得について(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)	50
(35) 議案第93号	字の区域の設置について	51 ~ 65
(36) 議案第94号	字の区域の設置及び変更について	66 ~ 74
(37) 議案第95号	市道路線の廃止について	75 ~ 76
(38) 議案第96号	市道路線の認定について	77 ~ 78
(39) 議案第97号	令和7年度横手市一般会計補正予算(第5号)	予算書の頁
(40) 議案第98号	令和7年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 22 日提出

横手市長 高 橋 大

専決第 1 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 2 6 日専決

横手市長 高 橋 大

- 1 事故発生日時 令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 2 時 0 0 分頃
- 2 事故発生場所 横手市内
- 3 相 手 方
- 4 事 故 の 概 要
- 5 損 害 賠 償 額 5 8 8, 5 0 0 円

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 22 日提出

横手市長 高 橋 大

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年6月30日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年4月18日（金）午後4時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相 手 方 | |
| 4 | 事 故 の 概 要 | |
| 5 | 損 害 賠 償 額 | 393,100円 |

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 22 日提出

横手市長 高 橋 大

専決第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年7月28日専決

横手市長 高 橋 大

- 1 事故発生日時 令和7年6月13日（金）午後1時55分頃
- 2 事故発生場所 横手市内
- 3 相 手 方
- 4 事 故 の 概 要
- 5 損 害 賠 償 額 157,660円

報告第 2 0 号

令和 6 年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度横手市一般会計継続費精算報告書について次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出
横手市長 高 橋 大

令和 6 年 度 横 手 市 一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債			そ の 他	国 支 出	県 金			地 方 債	そ の 他	国 支 出	県 金	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等 解体・改修 事業（旧十 文字文化セ ンター）	令和 5 年度	円 71,690,000	円	円	円	円 71,690,000	円 27,984,000	円	円	円	円 27,984,000	円 43,706,000	円	円	円	円 43,706,000	
			令和 6 年度	167,272,000				167,272,000	205,755,000				205,755,000	△ 38,483,000			△ 38,483,000		
			計	238,962,000				238,962,000	233,739,000				233,739,000	5,223,000			5,223,000		
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等 解体・改修 事業（旧十 文字第二小 学校）	令和 5 年度	円 289,146,000	円	円	円	円 72,146,000	円 113,256,000	円	円	円	円 27,356,000	円 175,890,000	円	円	円	円 44,790,000	
			令和 6 年度	199,968,000		199,900,000		68,000	371,820,900		279,600,000	92,220,900	△ 171,852,900		△ 79,700,000	△ 92,152,900			
			計	489,114,000		416,900,000		72,214,000	485,076,900		365,500,000	119,576,900	4,037,100		51,400,000	△ 47,362,900			
10 教育費	2 小学校費	小学校長寿 命化対策事 業（朝倉小 学校）	令和 5 年度	円 381,023,000	円	円	円	円 38,123,000	円 355,894,040	円	円	円	円 43,194,040	円 25,128,960	円	円	円	円 △ 5,071,040	
			令和 6 年度	889,055,000		800,100,000		88,955,000	903,797,305		846,600,000	57,197,305	△ 14,742,305		△ 46,500,000	31,757,695			
			計	1,270,078,000		1,143,000,000		127,078,000	1,259,691,345		1,159,300,000	100,391,345	10,386,655		△ 16,300,000	26,686,655			
10 教育費	5 保健体育費	天下森ス キー場整備 事業	令和 5 年度	円 187,767,000	円	円	円	円 867,000	円 11,616,000	円	円	円	円 16,000	円 176,151,000	円	円	円	円 851,000	
			令和 6 年度	409,669,000		409,600,000		69,000	581,836,200		540,800,000	41,036,200	△ 172,167,200		△ 131,200,000	△ 40,967,200			
			計	597,436,000		596,500,000		936,000	593,452,200		552,400,000	41,052,200	3,983,800		44,100,000	△ 40,116,200			

令和 7 年 8 月 2 2 日提出
横手市長 高 橋 大

議案第 8 1 号

横手市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）に基づき印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市印鑑条例の一部を改正する条例

横手市印鑑条例（平成１７年横手市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録する事項） 第７条　〔略〕	（登録する事項） 第７条　〔略〕 <u>２　前項各号に規定する事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもって調製するものとする。</u>
（印鑑登録の証明） 第１５条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　市長は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、当該印影の写しのほか<u>第７条第１号</u>の	（印鑑登録の証明） 第１５条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　市長は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、当該印影の写しのほか<u>第７条第１項第</u>

事項の記載がされた印鑑登録証明書を交付するものとする。

4・5 [略]

1号の事項の記載がされた印鑑登録証明書を交付するものとする。

4・5 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年横手市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第８条の３ 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第１７条第１項を除	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第８条の３ 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第１７条第１項 <u>及び第</u>

き、以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

2・3 [略]

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところによ

19条の2第1項第3号を除き、以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

2・3 [略]

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところによ

り、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

り、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、横手市職員の育児休業等に関する条例（平成17年横手市条例第51号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以

下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認する
ための措置

(3) 横手市職員の育児休業等に関する条例第23条の
規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する
申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後
に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家
庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に
係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この
項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める
期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は
措置（次号において「育児期両立支援制度等」とい
う。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の
意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育
児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 [略]

(勤務環境の整備に関する措置)

は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 [略]

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 9 条の 3 [略]

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第 2 0 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第 1 9 条の 4 [略]

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第 2 0 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条まで (第 8 条の 3、第 8 条の 4、第 1 9 条の 2、第 1 9 条の 3 及び第 1 9 条の 4 を除く。) の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 8 3 号

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年横手市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（部分休業を請求することができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） [略] （２） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。） （部分休業の承認） 第２０条 <u>部分休業の承認は、勤務時間条例第２条から第５条までの規定による勤務時間又は勤務時間条例第２０条の規定により任命権者が定める勤務時間の始め又は終わりにおい</u>	（部分休業を請求することができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） [略] （２） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第１号</u>部分休業の承認） 第２０条 <u>育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。</u>

て、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間（第1項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間（勤務時間条例第20条の規定により任命権者が定める勤務時間をいう。）から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を

囲内)で行うものとする。

減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間があり、かつ、当該勤務時間の全てについて承認の請求があった場合 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の時間数に1時間未満の端数があり、かつ、当該時間数の全てについて承認の請求があった場合 当該残時間数

(部分休業の請求を申し出る1年間の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年間の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 2 1 条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 9 条の規定にか	<u>第 2 0 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤以外の職員 7 7 時間 3 0 分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間に 1 0 を乗じて得た時間</u> <u>(申し出の内容を変更することができる特別の事情)</u> <u>第 2 0 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（第 2 2 条において「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 2 1 条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（<u>育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。次項に</u>
---	--

かわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 [略] （部分休業の承認の取消事由） 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>において同じ。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 [略] （部分休業の承認の取消事由） 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認請求をする場合におけるこの条例の規定による改正後の横手市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、

同条２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第 8 4 号

横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

職員の給与を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成１７年横手市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（地域手当） 第７条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に規則で<u>定めた</u>割合を乗じて得た額を支給する。	（地域手当） 第７条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に規則で<u>定める</u>割合を乗じて得た額を支給する。
（寒冷地手当） 第１７条 〔略〕 ２ 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族がある職員にあっては１９，８００円、その他の世帯主である職	（寒冷地手当） 第１７条 〔略〕 ２ 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族がある職員にあっては１９，８００円、その他の世帯主である職

員にあつては<u>11,400円</u>を、その他の職員にあつては<u>8,200円</u>を超えない範囲以内で市長が規則で定める額とする。 <u>3</u> 前項の世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 (1) <u>第6条に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）</u>を有する者 (2) [略] <u>4</u> [略]	員にあつては<u>11,400円</u>、その他の職員にあつては<u>8,200円</u>とする。 <u>3</u> 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合に該当する職員の寒冷地手当の額は、<u>前項の規定による額を超えない範囲で市長が規則で定める額とする。</u> <u>4</u> 第2項の世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 (1) <u>扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者及び第6条に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）</u>を有する者 (2) [略] <u>5</u> [略]
--	--

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 8 5 号

横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

十文字西スポーツ交流センターを市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図る施設として設置するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

横手市社会体育施設設置条例（平成１７年横手市条例第３０９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表第１（第２条関係）	別表第１（第２条関係）																		
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>横手市浅舞スポーツセンター</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	〔略〕		横手市浅舞スポーツセンター	〔略〕	〔略〕		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>横手市浅舞スポーツセンター</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>横手市十文字西スポーツセンター</u></td><td><u>横手市十文字町植田字一ト市127番地</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	〔略〕		横手市浅舞スポーツセンター	〔略〕	<u>横手市十文字西スポーツセンター</u>	<u>横手市十文字町植田字一ト市127番地</u>	〔略〕	
名称	位置																		
〔略〕																			
横手市浅舞スポーツセンター	〔略〕																		
〔略〕																			
名称	位置																		
〔略〕																			
横手市浅舞スポーツセンター	〔略〕																		
<u>横手市十文字西スポーツセンター</u>	<u>横手市十文字町植田字一ト市127番地</u>																		
〔略〕																			
別表第２（第７条、第１４条関係）	別表第２（第７条、第１４条関係）																		
１～１６　〔略〕	１～１６　〔略〕 <u>１７　十文字西スポーツセンター</u> <u>（消費税を含む。）</u>																		

<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>
<u>屋内運動場</u>	<u>営利を目的としない場合</u>	<u>1時間につき</u>	<u>400円</u>
	<u>営利を目的とする場合</u>		<u>3,800円</u>
<u>ミーティングルーム</u>	<u>営利を目的としない場合</u>		<u>100円</u>
	<u>営利を目的とする場合</u>		<u>300円</u>
<u>指導員室</u>	<u>営利を目的としない場合</u>		<u>100円</u>
	<u>営利を目的とする場合</u>		<u>300円</u>
<u>グラウンド</u>		<u>無料</u>	

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 3 屋内運動場の半面を使用する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

<u>17</u> [略]	<u>18</u> [略]
<u>18</u> [略]	<u>19</u> [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部改正)
- 横手市地域コミュニティ施設設置条例（平成23年横手市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
(名称及び位置) 第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>十文字西スポーツ交流センター</td><td>横手市十文字町植田字一ト市127番地</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	十文字西スポーツ交流センター	横手市十文字町植田字一ト市127番地			(名称及び位置) 第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置						
十文字西スポーツ交流センター	横手市十文字町植田字一ト市127番地						

大雄コミュニティ交流センター	横手市大雄字狐塚262番地
----------------	---------------

別表（第5条関係）

1 十文字西スポーツ交流センター

（消費税を含む。）

区分	単位	使用料の額
体育館	1時間につき	300円
ミーティングルーム		100円
指導員室		100円
グラウンド	無料	

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

（1） 名称 大雄コミュニティ交流センター

（2） 位置 横手市大雄字狐塚262番地

別表（第5条関係）

<u>2 大雄コミュニティ交流センター</u> [表略] 備考 [略]	[表略] 備考 [略]
---	----------------

(横手市立体育館設置条例の一部改正)

3 横手市立体育館設置条例（令和 7 年横手市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略] (横手市社会体育施設設置条例の一部改正) 3 横手市社会体育施設設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 0 9 号）の一部を次のように改正する。 別表第 2（第 7 条、第 1 4 条関係） 1～1 8 [略]	附 則 1・2 [略] (横手市社会体育施設設置条例の一部改正) 3 横手市社会体育施設設置条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 0 9 号）の一部を次のように改正する。 別表第 2（第 7 条、第 1 4 条関係） 1～1 8 [略] <u>1 9</u> [略]

別表第2（第7条、第14条関係）

1～17　　〔略〕

別表第2（第7条、第14条関係）

1～17　　〔略〕

18　　〔略〕

議案第 8 6 号

横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年横手市条例第 313 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第 19 条 〔略〕 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部 <u>（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u> を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一	（給与の減額） 第 19 条 〔略〕 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、

の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で管理者が指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

かつ、通算して6月を超えない範囲内で管理者が指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 8 7 号

横手市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

被災時における給水設備及び排水設備復旧工事需要増加への対応力強化のため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(横手市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 横手市水道事業給水条例（平成17年横手市条例第314号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2・3 [略]	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合は、この限りでない。</u> 2・3 [略]

(横手市下水道条例の一部改正)

第2条 横手市下水道条例（平成17年横手市条例第269号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が実施するものとする。 2 [略]	(排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。 2 [略]

(横手市集落排水施設条例の一部改正)

第3条 横手市集落排水施設条例（平成17年横手市条例第229号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備の工事の施工)	(排水設備の工事の施工)

第9条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。	第9条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。</u>
---	---

（横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正）

第4条 横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成17年横手市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（排水設備の工事の施工） 第5条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。	（排水設備の工事の施工） 第5条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年横手市条例第３２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第２２条　〔略〕 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部<u>（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で管理者が指定する期間（以下この項にお	（給与の減額） 第２２条　〔略〕 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で管理者が指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において

いて「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 89 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約を次のとおり変更する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 南東地区最終処分場 第1区画キャッピング工事（第2期） |
| 2 | 契 約 金 額 | 変更前 162,580,000円
変更後 170,595,700円 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市駅前町13番8号
創和建設・ミノル工業
南東地区最終処分場 第1区画キャッピング工事（第2期）
特定建設工事共同企業体
代表者 創和建設株式会社 代表取締役社長 小原 朗 |

令和7年8月22日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 90 号

財産の取得について

次のとおりテーブル・イス備品を購入する。

1	名 称	横手市立体育館 テーブル・イス備品
2	契 約 の 方 法	指名競争入札
3	購 入 金 額	21,120,000円
4	購入の相手方	横手市卸町2番2号 株式会社渡敬 代表取締役 渡部 尚男

令和7年8月22日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 9 1 号

財産の取得について

次のとおりスポーツ備品を購入する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 名 称 | 横手市立体育館 スポーツ備品（共通備品関連） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 購 入 金 額 | 7 9, 6 3 5, 6 4 4 円 |
| 4 | 購 入 の 相 手 方 | 横手市赤坂字大沼下 9 3 番地 1
株式会社アキタアルペンスポーツ 横手ドーム
支店長 嶋貫 広幸 |

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 9 2 号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を購入する。

1	名 称	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	1 台
2	契 約 の 方 法	指名競争入札	
3	購 入 金 額	1 3 0, 6 8 0, 0 0 0 円	
4	購入の相手方	湯沢市川連町字万九郎屋布 3 2 番地 株式会社高義商会 代表取締役 高橋 功	

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 93 号

字の区域の設置について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく県営ほ場整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）による横手地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり設置する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(横手地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市杉目字福小屋 63の一部、65から70まで、81から89まで、90の一部、132の一部、133の一部、134の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市上境字上境南
横手市上境字登津羅町 315、316の1、317の1、318の1、318の2、319の1、320の1、321、322の1、323の1から323の3まで、324の1、325の1、326の1、327の1、328の1、329の1、330の1、331の1、332の1、333の1、334の1、335の1の一部、357から360まで、361の1、361の2、362から368まで、369の1、369の2、370から372まで、373の1、373の2、374から378まで、386の1の一部、387の1の一部、388の1の一部、392から396までの各一部、398の1の一部、398の2、399及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市杉目字福小屋 35、36、37の1、38の1、39、40、41の2、51から61まで、63の一部、71、72の1、72の2、73の1、74の1、75、76の1、77、90の一部、92から94まで、95の1、95の2、96から104まで、105の1、106の1、107の1、108から131まで、132の一部、133の一部、134の1の一部、134の2、135の1から135の3まで、136の1、136の2、137の1、137の2、138、139、140の1、141の1、142から162まで、164から172まで、175、191から193まで、206の1、207の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市杉目字杉目西
横手市杉目字新屋敷 1から6まで、7の1、12から20まで、21の1、21の2、22の1、22の2、23から25まで、26の1、27の1、28、29、30の1、31の1、31の3、32の1、32の2、33の1、33の2、34から39まで、43、44、45の1、45の2、46から49まで、50の1、50の2、51の1、51の2、52の1、52の2、53の1、53の2、54から67まで、80から85まで、88から92まで、94、99、100、101の1、101の2、102の1、102の2、103、104、105の1、105の2、106、106の1から106の6まで、107から112まで、114から121まで、148から151まで、152の1から152の3まで、153の1、153の2、154の1、154の2、155の1、155の2、156の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市静町字弘小屋 24の一部、25から31まで、33から39まで、40の1から40の3まで、41の1、41の2、42、42の1、43、44の1、44の2、45、50の3の一部、71から74まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市杉目字杉目西
横手市上境字登津羅町 335の1の一部、336の1、337の1、338の1、338の2、340の1、341の1、342から348まで、349の1から349の3まで、350から352まで、353の1、353の2、354の1から354の3まで、355、356、386の1の一部、387の1の一部、388の1の一部、389の1、390の1、391の1、392から396までの各一部、397、398の1の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市上八丁字天神町 189の1、189の2、190の1、190の2、191、192の1、192の2、193の1、193の2、194の1、194の2、195の1、195の2、196の1、196の2、197から209まで、241から248まで、249の1、249の2、250から252まで、253の1、253の2、254から263まで、293、434から447まで、452から469まで、470の1から470の3まで、471、472の1、472の2、473の1、473の2、474の1、474の2、475から477まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市杉目字新屋敷 68から79まで、122の1、122の2、125の1、125の2、126の1、126の2、127の1、127の2、128の1、128の2、129の1、129の2、130の1、130の2、131から137まで、139、141、142から147まで、157から165まで、166の1、166の2、167から176まで、178から193まで、194の1、194の2、195から207まで、208の1、208の2、209から214まで、215の1、215の2、216の1、216の2、217の1、217の2、218の1、218の2、219の1、219の2、220の1、220の2、221の1、221の2、222の1、222の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市上八丁字上八丁東
横手市静町字長田 64の1、64の2、66から74まで、122から139まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市三本柳字六郎小屋 1、2、4から6まで、9、11から13まで、14の1、14の2、15、19、22から24まで、25の1、25の2、26、27及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市上八丁字上八丁東
横手市上八丁字天神町 40、40の1、41の1、41の2、42の1から42の3まで、43、44の1、151の1、152の1、152の2、153の1、154から156まで、157の1、157の3、158の1、159から184まで、185の1、185の2、186から188まで、210から219まで、220の1、220の2、221から240まで、264から292まで、294から314まで、320、328から351まで、354から357まで、359、367、368、369の1、369の2、370、376から386まで、387の1、387の2、388の1、388の2、389から393まで、394の1、394の2、395から398まで、399の1、399の2、400から402まで、403の3、403の4、404の3、405の2、406の2、407の2、408、409、410の1、410の2、411、412、413の1、413の2、414から429まで、430の1、430の2、431の1、431の2、432、433及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市上八丁字村東 78の12、157、158の1、158の2、160から175まで、180から183までの各一部、195から198まで、202から204まで、205の1、205の2、206の1、206の2、207から209まで、238、241から244まで、246から249まで、250の1、250の2、254から257までの各一部、269から271まで、274から277まで、306から314まで、315の3、315の4、316から318まで、333の4、334から342まで、373、374、375の1から375の5まで、376の1から376の3まで、377から380まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市八幡字下鶴田 1から4まで、5の1から5の3まで、6から8まで、9の1、31から48まで、69の1、70から72まで、73の1、73の2、74から86まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市静町字静町南

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市静町字鶴田 1から17まで、21から29まで、30の1、30の2、31から34まで、35の1、53の1、54から83まで、85から87まで、88の1、88の2、89の1、89の2、90から117まで、118の1から118の4まで、119から165まで、166の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市静町字静町南
横手市静町字長田 45、46、47、48から50まで、52、54から59まで、61から63まで、75から90まで、105の1、106から121まで、140、141、142の1、142の2、143から156まで、157の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市静町字払小屋 17から19まで、21、22、23、24の一部、46から48まで、49、50、50の3の一部、51、52、53の1、53の2、54から56まで、60、61、62の1、63から70まで、75から85まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市上八丁字天神町 448から451まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市上八丁字村東 180から183までの各一部、184から194、195の一部、254から257までの各一部、258から268まで、319から326まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市静町字鶴田 166の一部、167から172及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	横手市三本柳字三本柳北
横手市三本柳字街道上 23の1、24から35まで、36の1、36の2、37の1、37の2、38、39の1、86の1、87から93まで、95、99から104まで、105の1、161の1、162から175まで、176の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市三本柳字六郎小屋 7、28、32から43まで、47から78まで、80から82まで、83の1から83の3まで、87から90まで、91の1、91の2、92、93、96から100まで、102の一部、103、104から108まで、110の1、110の2、111から114まで、115の1、115の2、116の1、116の2、117、118、119の1、119の2、120の一部、123の一部、124、125、126の1、126の2、127から135まで、136の一部、139の1から139の5までの各一部、140の1の一部、140の2の一部、141から152まで、153の1、153の2の一部、154の1の一部、154の2の一部、155、156の1、156の2、157の1、157の2、158から162まで、163の一部、164、165の1、165の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市三本柳字三本柳北
横手市三本柳字助太郎小屋 1の1、2の1、2の2、3から27まで、29、31、32から45まで、46の1、46の2、47から82まで、83の1、84の1、86から113まで、114の1、114の2、115から123まで、127から129まで、131から134まで、135、136、137、138から141まで、142の1、142の2、143から145まで、154から159まで、162、167から177まで、178の1、178の2、179から183まで、184の1、201から203まで、205、206、207の1、207の2、208から239まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市三本柳字馬場尻 1から6まで、7の1、7の2、8から10まで、16から30まで、35から51まで、52の1から52の7まで、53から83まで、86から94まで、96、97、98の1、98の2、99、100、101の1、101の2、102から140まで、141の1、142の1、143、144、145の1、146の1、147の1、148の1、149の1、150の1、151、152、153の1、154の1、155の1、156の1、157の1、158の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市三本柳字街道下 1から11まで、12の2、13、29から33まで、35、36から82まで、87、90、92から130まで、131の1、131の2、132の1、132の2、133の1、133の2、134から137まで、139から142まで、144から147まで、182、183の1から183の3まで、184から207、208の1、208の2、245の1、245の2、246から256まで、260の1、261の1、262の1、263の1、264及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤川字村北 17の4の一部、18の一部、19の1の一部、19の2、20の一部及びこれらの区域に隣接する水路である 公有地の全部	横手市三本柳字三本柳北
横手市上八丁字村東 327から329まで、381から385まで、386の1から386の3まで、387、388の1、388の2、389から393まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市上八丁字上小屋 373の1、373の2、374の1の一部、374の2の一部、375の一部、376から378まで、379の一部、380、381の一部、382から387まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市三本柳字縄手下 67の1、68の1、69の1、70の1、71の1、72の1、73の1、74から86まで、89の1、90から111まで、112の2、112の3、113から115まで、116の1から116の3まで、117の1、117の3、117の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市三本柳字三本柳南
横手市三本柳字北ノ町 28の1、29の1、30の1、31の1、32の1、33、34の1、35の1、36の1、37の1、38の1、41の1、42の1、45の1、46から86まで、88から100まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市三本柳字碇 13の1、13の5、14の1、14の2、15、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1から21の3まで、22の1から22の3まで、23の1から23の3まで、24の1、24の2、25から36まで、37の1、65の1、66から85まで、86の1、88の1、95の1、96から107まで、108の1、109から115まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市三本柳字沼頭 18、19、20から23まで、24の1、25の1、26の1、27の1、28の1、29の1、30、31、32、33から41まで、42、43、44から48まで、51、52の4、53の4、65の7、68の7、69の6、70の1、71から73まで、74から76まで、77、78から80まで、81、82、83、84及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤川字鱒沼 92の1、93の1、94の1、95から98まで、99から136まで、137の1、138の1、139の1、140の1、141の1、142の1、143から157まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市三本柳字三本柳南
横手市三本柳字六郎小屋 101、102の一部、109の8から109の10まで、109の12、120の一部、121、122、123の一部、136の一部、137、138、139の1から139の5までの各一部、140の1の一部、140の2の一部、153の2の一部、153の3、154の1の一部、154の2の一部、163の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤川字赤川北
横手市赤川字樋掛 1の1、2から13まで、16、17から23まで、27から49まで、51、53、55、61、62、63、64、65、66、70、71から77まで、78から99まで、100の1、100の2、101の1、101の2、102、103、124から140まで、141の1、142の1、143の1、144の1、145の1、146から150まで、165、166、167の1、168の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤川字村北 5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、10の6、14、15、16の1、16の2、17の2、17の4の一部、18の一部、19の1の一部、20の一部、21から28まで、29の1、30から42まで、43の1、43の2、44から48まで、49から51まで、52の1、52の2、53から56まで、57の1、58の1、88の1、89の1、90の1、91の1、92の1、93の1、94の1、95から98まで、99の1、102の1、103、104の1、105の1、106の1、107の1、108から126まで、127から130まで、133から154まで、155の1、155の2、156から161まで、165の1、165の2、166の1、166の2、167、168、169の1、169の2、170の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤川字村北荒堰間 1から3まで、4の1、5、6の1、7の1、8の1、9の1、10から15まで、16の1、17の1、18の1、19の1、19の3、21の1、21の4、21の5、22の1、22の3、23の1、24、25の1、26から36まで、37の1、37の4、38の1、39の2、40から59まで、60の1、60の2、61の1、61の2、64、70、78の1、79、80、100から103まで、111の1、111の2、112の1、113、114の1、119の1、120の5、122、123の2、124の1、125の1、126の1、128の1、129の1、130の1、131の1、132の1、133、134、135の1、136の1、137の1、138の1、139の1、140の1、141の1、142の1、143の1、159の1、160の1、161の1、162の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤川字赤川北
横手市上八丁字上小屋 179、180、181の1から181の6まで、182の2、183から186まで、189の1、190の1、191の1、196、197の1、197の2、198から209まで、210の1、210の2、211の1、211の2、228、229の1、229の2、230から262まで、280から297まで、298の1、298の2、299から301まで、302の1から302の3まで、303、304、305の1から305の5まで、306の1、306の2、307から319まで、358の1から358の3まで、359の1、360の1、360の2、361、362の1、362の2、363の1、363の2、364の1、364の2、367の3、367の4、368の1、368の2、369の1、369の2、370の1、370の2、371の1、371の2、372の1から372の3まで、374の1の一部、374の2の一部、375の一部、379の一部、381の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市上八丁字上水越 45の2、45の3、45の6、48の4及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市下八丁字松林 23の1、27の2、28の1、28の2、29の1から29の3まで、30の1から30の3まで、30の5から30の7まで、31から35まで、36の1、36の2、37の1、38の1、38の2、39、40、41の1から41の3まで、42の1、42の2、43から49まで、50の1、51の1、51の2、52から56まで、57の1、57の2、58、59、60の1から60の5まで、61の1から61の3まで、62から72まで、73の1、74の1、75から79まで、80の1、80の2、81から85まで、86の1、86の2、87から98まで、99の1、100の1、100の2、101の1、102から107まで、108の1、108の2、109、110の1、111、112の1、113の1、113の2、114、115の1、116の1、117から121まで、122の1、122の2、123、124及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに横手市上八丁字上水越45の2、45の3、45の6、48の4に隣接する水路である公有地の全部	横手市赤川字赤川北
横手市猪岡字水越 56の1、57の1、58の1、59の3、60の3、61の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	
横手市赤坂字下タ森崎 95の一部、96から126まで、127の1の一部、131の一部、132から134まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字森崎 44の2、55の2の一部	横手市赤川字赤川南
横手市赤川字沼頭 1から16まで、19から23まで、25から35まで、36の2、40から45まで、46の1、46の3、47の1、47の3、48から50まで、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1、56の2、57の1、58の1、59の1、60の1、61の1、62の1、63の1、63の3、64の1、64の2、65の1、66の1、71の1、72の1、73の1、74の1、75の1、76の1、77の1、78の1、79の1、79の4、87、93、94から104まで、117及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤川字鱸沼 2、4、5、6から12まで、18、19、20から33まで、34の1、35から44まで、45から50まで、51、52から55まで、57から65まで、66の2、66の4、67、68、69、70の1、70の2、71、72の1、72の2、73から80まで、81から83まで、84、85、86、87、88、89の1、90の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤川字赤川南
横手市赤川字森崎谷地 1から18まで、19の1、20の1、20の3、21から49まで、53、56、57の2、61から63まで、63の3、64、64の3、64の5、64の6、65の1、65の2、65の4、66、67、67の1、67の2、68、70の1、70の3、71の1、73の1、74の1、74の3、75の1、76の1、77の1、78の1、79の1、80の1、81の1、82の1、83の1、84の3、85、86、89、92、93、95及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤川字野際 8、9、11、12、17、19、21から23まで、24の1、25の1、27の1、28の1、28の3、28の4、29から36まで、38、45の81、69の1、70、70の11から70の13まで、70の18から70の29まで、70の34から70の49まで、70の53から70の64まで、70の66、70の78、70の87、70の88、70の90、70の91、70の94から70の98まで、70の100、70の105から70の107まで、70の109、70の112、70の114から70の117まで、70の121、70の122、71、72、73の1から73の4まで、74から80まで、81の1、81の2、82から91まで、92の1、93の1、94の1、95の1、100から104まで、105の1、106、107、108の1、110の1、111の1、112、114の1、115の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤川字樋掛 112の1、113から115まで、116の1、121の1、156の1、157の1、158から163まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤川字村ノ前 40の5、42の1、43の1、44の1、46の1、47の1、48の4、55の2、57の2、58、59、60、62、63から65まで、74から78まで、79の1、80の1、92、93、94の2、99の2、100から103まで、112、115から122まで、125から130まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤川字赤川南
横手市猪岡字沼下 168の1の一部、168の3、168の4及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	
横手市赤坂字高口 27の1、28から52まで、53の1、82の1、83から104まで、105の1、135の1、135の5、136の1、136の2、137の1、137の2、138の1、138の2、139の1、139の2、140の1、140の2、141の1、141の2、142の1、142の2、143の1、143の2、144の1、144の2、145の1、145の2、146の1、146の2、147の1、147の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤坂字赤坂北
横手市赤坂字森崎 55の2の一部、68、71の2、73、77、78、100、117の1、118から132まで、133の1、133の3、134から139まで、140の1、140の2、141、142の1、142の2、143の1、143の4、145の1、145の2、146から154まで、155の1、155の2、156から158まで、173から179まで、180の3、180の4、181の2、182から196まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字下タ森崎 8、9、10、11、12、13の1、14の1、15の1、16の1、17の4、18の4、19、20、21、22、23、24から34まで、35の2、36の2、37、38の1、38の2、39から58まで、59の1、60の1、61の1、62の1、62の2、63から91まで、95の一部、127の1の一部、127の2、128、131の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市猪岡字沼下 168の1の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部並びに横手市赤坂字下タ森崎62の1、62の2に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市猪岡字水上 70の1、70の12、70の16から70の21まで、71、72	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤坂字下喜連森 61の1、62から76まで、77の1、77の2、78から91まで、92の1、93の1、94から106まで、107の1、108の1、109の1、110の1、111の1、112の1、113の1、114の1、115の1、116の1、117の1、118の1、119の1、120の1、121の1、122の1、123の1、124の1、125の1、126の1、127の1、128の1、129の1、130の1、131の1、132の1、133の1、134の1、135の1、136から147まで、148の1、149の1、150から169まで、170の1、170の2、171から175まで、176の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤坂字赤坂西
横手市赤坂字堤下 1の1、2から14まで、43から56まで、57の1、58の1、59から72まで、99から112まで、113の1、114の1、115から127まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字城野岡前 1から13まで、14の1、14の2、15の1、15の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字柴崎 1の1、2から54まで、55の1、56の1、57から108まで、109の1、110の1、111の1、112から137まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字仁坂下 4から16まで、17の1、18の1、19から30まで、31の1、31の2、32の1、32の2、33の1、33の2、34から50まで、51の1、52の1、53から66まで、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1、70の2、71の1、71の2、72から83まで、84の1、85の1、86から97まで、98の1、98の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字中山 48の2、48の180、48の181	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市三本柳字縄手下 31の1、32から45まで、46の1、47の1、48の1、49の1、50の1、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1、57の1、58の1、59の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤坂字赤坂西
横手市三本柳字北ノ町 1から14まで、15の1、16の1、17の1、18の1、19の1、20の1、21の1、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市三本柳字碓 1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、12の5、38の1、39から63まで、64の1、89の1、90の1、91の1、92から94まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字橋本 44の1、45の1、46から49まで、50の1、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1、57の1、58の1、66の1、67の1、68の1、69の1、70の1、71の1、72の1、73から84まで、85の1から85の3まで、87の1から87の5まで、88から100まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤坂字城野岡東
横手市赤坂字堤下 15から42まで、73から90まで、91の1、91の2、92から98まで、128から141まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市赤坂字城野岡前 16の1、16の2、17の1、17の2、18から90まで、102から107まで、139、140、142から148まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市赤坂字高口 54の1、55の1、56の1、57の1、58の1、59から80まで、81の1、106の1、107から120まで、121の1から121の4まで、122の1、122の2、123の1、123の2、124の1、124の2、125の1、125の2、126の1、126の2、127の1、127の2、128の1、128の2、129の1、129の2、130の1、130の2、131の1、131の2、132の1、132の2、133の1、133の2、134の1、134の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市赤坂字城野岡東

議案第 9 4 号

字の区域の設置及び変更について

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく県営ほ場整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）による栄東部地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり設置し、及び変更する。

令和 7 年 8 月 2 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(設置分)(栄東部地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市大屋新町字大平 98の2、98の4、99の8、174の2、220の1、221の1、222の1、223の1、224の1、225の1、226の1、227の1、228の1、229の1、230の1、231の1、232の1、233の1、234の1、235の1、236、237の1、238の1、239の1、240の1、241の1、242の1、243の1、244の1、245の1、246の1、247の1、248の1、249の1、250の1、251の1、252、262の2、263の1、263の2、264から297まで、298の1、299の1、300の1、305の1、306の1、307から324まで、325の1、325の3、326の1、327の1、328の1、329の1、329の2、330の1、330の2、331の1、331の2、332の1、332の2、333の1、333の2、334の1、334の2、335の1、335の2、336の1、336の2、337の1、337の2、338の1、338の2、339の1、339の2、340の1、340の2、341の1、341の2、342の1、342の2、343の1、343の2、344の1、344の2、345の1、345の2、346の1、346の2、347、348の1、348の2、349の1、349の2、350の1、350の2、351の1、351の2、352から372まで、373の1、373の2、374から378まで、379の1、380、381の1、382の1、383の1、384の1、385の1、386の1、387から404まで、405の1、405の2、406の1、406の2、407から421まで、422の1、422の2、423から427まで、428の1、435から447まで、448の1、449の1、459、460の1から460の3まで、460の6、461の1から461の4まで、461の6、462の1から462の3まで、463の1、463の2、464、467、472から474まで、475の1、475の2、476の1、476の2、477の1、477の2、478の1、478の2、479の1、479の2、480の1、480の2、481の1、481の2、482の1、482の2、483の1、483の2、484、486、487の1、487の2、488から493まで、494の1、494の2、495の1、495の2、496から501まで、502の1、502の2、503の1、503の2、504の1、504の2、505の1、505の2、506の1、506の3から506の5まで、507の1から507の4まで、508の1、508の7、508の8、526から542まで、543の1、543の2、544の1、544の2、545の1、545の2、546の1から546の3まで、547の1から547の3まで、548の1、548の3、548の4、549の2、549の6、550の2、550の3、559から562まで、563の1、563の2、564の1、564の2、565の1、566の1、567の1、568の1、569の1、570の1、571の1、572の1、573の1、574の1、575の1、576の1、577の1、578の1、579の1、579の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大屋新町字さかえ北

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市大屋新町字中野 265の2、265の4、276、285、311、312、314、455から459まで、460の1、460の2、461の1、461の2、462から471まで、478から510まで、511の1、511の2、512の1、513の1、514、515の1、516の1、517の1、518の1、519の1、520の1、521の1、522の1、523の1、524の1、525、526、527の1、528から531まで、532の1、533の1、534から536まで、537の1、538、539の1、540、541の1、542、543の1、544、545の1、546、547の1、548の1、560の1、561の1、562から564まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大屋新町字さかえ北
横手市大屋新町字牛首戸 4の1、5の15、7の1、8の2、9の1、13から15まで、44の4、90の1、90の5、91の1、189の1から189の3まで、190、192の1から192の3まで、193、199から212まで、237から243まで、249から275まで、276の1から276の3まで、277から281まで、283から286まで、287の1、287の2、288から296まで、299、300の1、301の1、302の1、305から313まで、314の1、315の1、340の1、341の1、342の1、343の1、344の1、345の1、346の1、347の1、348、349の1、350の1、351の1、352、353の1、354の1、355の1、356の1、357、358の1、359の1、360の1、360の2、361の1、361の2、362の1、363の1、364の1、367から387まで、388の1、388の2、389から424まで、425の1から425の4まで、426から476まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路、ため池、堤防である公有地の全部	
横手市大屋新町字小松原 170から178まで、184から190まで、191の1、191の2、192から200まで、204から224まで、225の2、227から243まで、249から256まで、257の1、258の1、259の1、260の1、261の1、263から266まで、267の1、268の1、269の1、270の1、271の1、275の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市大屋新町字法竜 141から144まで、145の1、145の2、146から172まで、177から180まで、181の1、181の2、182から192まで、217から219まで、250から254まで、255の1、255の2、256から280まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大屋新町字さかえ北
横手市大屋新町字仏ヶ沢 193の1、194の1、195の1、196の1、197の1、198の1、199の1、200から211まで、213の1、214の1、215の1、216の1、217の1、218の1、231の2、232から247まで、264から272まで、278から286まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋新町字中里前 290の1、291の1、292の1、293の1、326の1、327の1、328の1、329の1、330の1、331の1、332の1、333から335まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市婦気大堤字街道下 ため池及び堤防である公有地の全部	
横手市平鹿町醍醐字大沼下 46、47、49の1、56の1、57、58の1、59、60及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市柳田字さかえ西
横手市柳田字五大尊 150の1、151の1、152の1、153の1、154の1、155の1、157の1、158の1、172の1、173の1、174から179まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市柳田字大谷地 95の5、96の2、102の1、103の1、103の4、116の1、116の6、122から130まで、131の1、132の1、133の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市柳田字新藤 17の2、20、248、251及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市柳田字中村 155の1、156から159まで、160の1、160の2、161の1から161の3まで、162の1から162の3まで、163の1から163の3まで、164の1から164の3まで、165の1から165の3まで、166から177まで、178の1、181の1、182の1、183、184、185の1、186の1、186の3、187の3、192の1、193の1、194の1、195から198まで、199の1、200の1、201の1、202の1、203の1、203の2、203の4、203の5、204の1、204の4、204の8、216の1、217の1、218の1、219の1、220の1、221の1、227の1、228の1、228の3、228の9、229の4、257から261まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市柳田字さかえ西
横手市柳田字柳田 13の2、14、15、34の2、35の3、93、94の2、138の3、140、141の1、141の2、142の1から142の3まで、211の1、211の2、212から215まで、216の1、216の2、217から234まで、235の1、235の2、236、237、238の1、239から243まで、244の1、244の2、245、246の1、246の2、250、251、252の1、252の2、253から269まで、270の1、271から299まで、300の1、300の2、301の1、302から317まで、318の1、318の2、319から324まで、325の1、325の2、326から328まで、329の1、330、331の1、332の1、333の1、334から352まで、353の1、354の1、355の1、356の1、361から363まで、364の1、365の1、366の1、367の1、377から379まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路、ため池、堤防である公有地の全部	
横手市柳田字礼塚 16、29、31、34の3、34の4、35、60の2、60の3、61、62の2、63の2、64の2、67、67の1、68、78の2、86の2、87の2、89の3、90、91の3、91の5、91の6、96の3、124の1、124の2、145から147まで、166から171まで、172の1、175から185まで、209から211まで、216から218まで、248から254まで、286から293まで、300から306まで、311から314まで、315の1、315の2、316の1から316の3まで、317の1から317の3まで、318の1、318の2、319の1から319の3まで、320の1から320の3まで、321の1、321の2、325から328まで、329の1、329の2、330の1、330の2、331の1から331の5まで、332の1、332の2、332の4、332の5、333の1から333の3まで、333の5、333の6、334の1、334の2、334の4、334の5、335から339まで、341から354まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路、ため池、堤防である公有地の全部	
横手市柳田字八郎小屋 101から109まで、111から114まで、118から124まで、136から147まで、159から164まで、165の1、165の2、166から168まで、169の1、169の2、184から188まで、189の1、189の2、190から198まで、207から217まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市柳田字持田 201、202の1、202の2、203から209まで、218、221の1、222の2、223から227まで、240から245まで、254から264まで、266から268まで、269の1、269の2、270から274まで、277の1、277の2、278から281まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市柳田字さかえ西
横手市大屋新町字仏ヶ沢 55の5、173から182まで、183の1、184の1、185の1、186の1、187の1、188の1、189の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大屋寺内字さかえ東
横手市大屋新町字中里 35の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋新町字中里前 61から74まで、75の1、76の1、77から93まで、94の1、95の1、96から109まで、110の1、110の2、111の3、112から116まで、117の1、121、122の1、122の2、123から132まで、133の1、133の2、134の1、134の2、135から173まで、175、177から188まで、192から194まで、195の1、196から198まで、200の1、201の1、202の1、203の1、204の1、205の1、206の1、207の1、208の1、209の1、210の1、211の1、215から224まで、226から230まで、231の1、234から260まで、266、268から279まで、280の1、281の1、282の1、283の1、284の1、285の1、302から307まで、309から314まで、315の1、316の1、317の1、318、319の1、320の1、321の1、322の1、323の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋新町字新町 149の1から149の3まで、150及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋新町字鬼嵐 198から204まで、205の1、205の2、206から217まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋新町字白坂 61、62の1、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1、70の2、71の1、75から77まで、78の2、81から84まで、85の2、86の3、87及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市大屋寺内字堀ノ内 58、133の1、134の1、135の1、136の1、137の1、138の1、139の1、140の1、141の1、142の1、143の1、144の1、145の1、146の1、147の1、148の1、149の1、150の1、151の1、152の1、153の1、154の1、155の1、156の1、157の1、158の1、159の1、162から185まで、186の1、191、192、193の1、193の2、197の2、198から205まで、206の1、206の2、207、208、209の1、210の2、211から233まで、241から269まで、273から282まで、283の1、283の2、284から295まで、296の1、297の1、298から316まで、317の2、322から329まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大屋寺内字さかえ東
横手市大屋寺内字寺村 7の2、8の2、9から11まで、12の1、78の2、79、80の1、81の1、82の1、82の3、83から91まで、92の1、93の1、94の1、95の1、96の1、97から109まで、114の1、115の1、116の1、117の1、118の1、119の1、120の1、121の1、122の1、123の1、124の1、125、126の1、127の1、128の1、129の1、130の1、131の1、132の1、133の1、134の1、135から142まで、143の2、144の2、145から164まで、168の1、169から180まで、181の1、181の2、182の1、182の2、183から186まで、189の2、190の2、191から202まで、223から225まで、229から235まで、236の1、237から259まで、262、264の1、265の1、266の1、267の1、268の1、269の1、270、271の1、272の1、273の1、274の1、275の1、276の1、277の1、278の1、279の1、280の1、281の1、282の1から282の3まで、283の1、284の1、290の1、291の1、292の1、293の1、294の1、295の1、296の1まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋寺内字寺内 97、101、117の2まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市大屋寺内字漆原 298の1、299から302まで、303の1、303の2、304の1、305の1、306の1、307の1、308の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市大屋寺内字長谷下 133から140まで、141の1、142の1、143の1、144の1、145の1、146の1、147、148の1、149の1、150の1、151の1、152の1、153の1、154の1、155の1、156の1、157から181まで、182の1、183の1、184の1、185の1、185の2、186から189まで、190の2、191から231まで、232の1、233の1、234の1、235の1、236の1、237の1、239の1、240の1、241から254まで、255の1、255の2、256から284まで、287の1、288の2、289から297まで、298の1、299の1、300の1、305、307、309、310、311の1、311の2、312から361まで、364の2、365の2、366の2、367の2、368から376まで、379から385まで、388から400まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市大屋寺内字さかえ東
横手市大屋寺内字長谷 131から140まで、141の1、142、143の1、144から160まで、161の1、161の2、162、163、165から199まで、200の1、200の2、201から207まで、212の1、213の1、214の1、215の1、216の1、217の1、218の1、219の1、220の1、221の1、222の1、223の1、223の2、224から244まで、246の1、247の1、248の1、249の1、250の1、251の1、252の1、253の1、254の1、255の1、255の2、256の1、257の1、257の3、258の1、259の1、260の1、261の1、262の1、263の1、264の1、265の1、266の1、267の1、268の1、269の1、270の1、271の1、272の1、273の1、274の1、275の1、276の1、277の1、282の3、283の3、284の3、285の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市柳田字笹崎 99の1、100、101の1、101の2、102から104まで、146の1、148の1、149の1、150の1、151の1、152、153の1、153の2、154、155、168の1、169の1、170の1、171の1、174の1、175から199まで、200の2、201の2、205から219まで、252の1、256から275まで、288の1、288の3、289、290の1、291の1、291の2、292の1、293の1、294の1、295の1、296の1、297の1、298の1、299の1、300の1、301の1、302の1、303の1、304の1、305の1、306の1、307の1、308の1、309の1、310の1、311の1、312の1、313の1、314の1、315から350まで、360の1、361、362の1、363の1、364から371まで、372の1、373の1、375、377から411まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

字界変更調書(変更分)(栄東部地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市柳田字猿田小屋 131の1、132から143まで、173から193まで、217から234まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市外目字館
横手市柳田字石田 24及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市外目字菖蒲谷地 45、46、47の3、47の4、54から58まで、64から67まで、69から73まで、75から113まで、114の1、114の2、115の1、115の2、116から155まで、157、159から203まで、204の1、204の2、205から222まで、223の1、224の1、225、226、227の1、227の2、228の1、229の1、230の1、231から233まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市外目字前村 21の1、21の2、24の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市外目字檀森 1から3まで、4の1、4の2、6、7の2、7の3、8から10まで、11の1から11の3まで、12から15まで、16の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市外目字大谷地 16の2、17から23まで、25、28の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市外目字三ツ塚山 4の1、5の2、6の2、7、8、9の1、12の1、13から20まで、23、24、193から195まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

議案第 95 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 7 年 8 月 22 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
400034	船沼堤防線	横手市雄物川町薄井字船沼 1 2 0	953. 66	6. 80
		横手市雄物川町薄井字副中島 5		～3. 00
400037	八卦石持川線	横手市雄物川町沼館字八卦 1 8 0 － 1	1, 211. 22	6. 20
		横手市雄物川町薄井字西走 4 0		～2. 30

議案第 9 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
400034	船沼堤防線	横手市雄物川町薄井字船沼 1 2 0	879. 88	23. 00
		横手市雄物川町薄井字西走 8 2 － 4		～3. 10
400037	八卦石持川線	横手市雄物川町沼館字八卦 1 8 0 － 1	628. 62	12. 00
		横手市雄物川町沼館字下八卦 2 3 4		～2. 30

議案第 97 号

令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度横手市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,973,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,450,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加・変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 22 日提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		19,826,000	205,805	20,031,805
	1 地方交付税	19,826,000	205,805	20,031,805
15 国庫支出金		7,931,617	56,943	7,988,560
	1 国庫負担金	5,105,091	44,412	5,149,503
	2 国庫補助金	2,811,945	10,495	2,822,440
	3 国庫委託金	14,581	2,036	16,617
16 県支出金		4,338,103	24,636	4,362,739
	2 県補助金	1,975,403	24,636	2,000,039
19 繰入金		5,197,358	248,974	5,446,332
	1 特別会計繰入金	124,396	4,160	128,556
	2 基金繰入金	5,072,962	244,814	5,317,776
20 繰越金		800,000	1,406,764	2,206,764
	1 繰越金	800,000	1,406,764	2,206,764
21 諸収入		2,178,837	5,478	2,184,315
	4 雑入	829,333	5,478	834,811
22 市債		5,614,700	24,600	5,639,300
	1 市債	5,614,700	24,600	5,639,300
歳 入	合 計	59,477,300	1,973,200	61,450,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,806,861	28,949	8,835,810
	1 総務管理費	7,748,937	24,926	7,773,863
	3 戸籍住民基本台帳費	262,696	4,023	266,719
3 民生費		16,207,858	18,018	16,225,876
	1 社会福祉費	8,319,960	11,939	8,331,899
	2 児童福祉費	6,748,905	6,079	6,754,984
4 衛生費		5,925,772	44,412	5,970,184
	1 保健衛生費	3,172,910	44,412	3,217,322
6 農林水産業費		3,196,450	28,416	3,224,866
	1 農業費	2,888,561	28,416	2,916,977
8 土木費		6,519,904	4,371	6,524,275
	2 道路橋りょう費	3,769,799	4,371	3,774,170
10 教育費		5,272,780	9,810	5,282,590
	1 教育総務費	1,410,408	1,287	1,411,695
	3 中学校費	283,677	7,533	291,210
	5 保健体育費	1,630,199	990	1,631,189
13 諸支出金		26,726	1,839,224	1,865,950
	1 基金費	26,726	1,839,224	1,865,950
歳 出	合 計	59,477,300	1,973,200	61,450,500

第2表 繰越明許費補正

追 加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大雄庁舎空調設備改修事業（大雄庁舎管理費）	57,962

第3表 債務負担行為補正

追 加 (単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和7年度公共施設予約システム構築業務	令和8年度	令和8年度	5,456

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路メンテナンス補助事業（橋りょう長寿命化対策）	62,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債については、 見直し後の利率が当初定め ていた利率を上回る場合は、 当該見直しを行った利率で 借入することができる。	政府資金の場合は、借入先 の融資条件による。銀行そ 他の場合には、その債権者 と協定するところによる。 ただし、財政の都合により 据置期間及び償還期限を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利に借換えすることが できる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
大雄庁舎空調設備改修事業	35,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	55,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
県営ため池等整備事業	12,700		ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。		13,900		ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	
B I Gプロジェクト支援事業	358,300				300,000			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	19, 826, 000	205, 805	20, 031, 805
15 国庫支出金	7, 931, 617	56, 943	7, 988, 560
16 県支出金	4, 338, 103	24, 636	4, 362, 739
19 繰入金	5, 197, 358	248, 974	5, 446, 332
20 繰越金	800, 000	1, 406, 764	2, 206, 764
21 諸収入	2, 178, 837	5, 478	2, 184, 315
22 市債	5, 614, 700	24, 600	5, 639, 300
計	59, 477, 300	1, 973, 200	61, 450, 500

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,806,861	28,949	8,835,810	4,000		19,700		5,249
3 民生費	16,207,858	18,018	16,225,876	8,531			5,488	3,999
4 衛生費	5,925,772	44,412	5,970,184	44,412				
6 農林水産業費	3,196,450	28,416	3,224,866		24,636	1,200		2,580
7 商工費	2,944,932	0	2,944,932			△58,300		58,300
8 土木費	6,519,904	4,371	6,524,275			62,000		△57,629
10 教育費	5,272,780	9,810	5,282,590					9,810
13 諸支出金	26,726	1,839,224	1,865,950					1,839,224
計	59,477,300	1,973,200	61,450,500	56,943	24,636	24,600	5,488	1,861,533

2. 歳入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	19,826,000	205,805	20,031,805	1 地方交付税	205,805	普通交付税205,805
計	19,826,000	205,805	20,031,805			

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	4,860	44,412	49,272	1 保健衛生費負担金	44,412	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金44,412
計	5,105,091	44,412	5,149,503			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	718,790	1,964	720,754	2 戸籍住民基本台帳費補助金	1,964	個人番号カード交付事務費補助金1,964
2 民生費国庫補助金	522,351	8,531	530,882	4 児童福祉費補助金	4,415	保育対策総合支援事業費補助金4,415
				6 障害者総合支援事業費補助金	1,276	障害者総合支援事業費補助金1,276

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				7 社会参加活躍 支援等孤独・ 孤立対策推進 交付金	2,840	孤独・孤立対策推進交付金 2,840
計	2,811,945	10,495	2,822,440			

15 款 国庫支出金

3 項 国庫委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	322	2,036	2,358	2 戸籍住民基本 台帳費委託金	2,036	中長期在留者居住地届出等事務委託金 2,036
計	14,581	2,036	16,617			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費補助金	879,324	24,636	903,960	1 農業費補助金	24,636	多面的機能支払交付金 7,050 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポ ート緊急対策事業費補助金 17,586
計	1,975,403	24,636	2,000,039			

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 介護保険特別会計繰入金	36, 434	4, 160	40, 594	1 介護保険特別会計繰入金	4, 160	介護保険特別会計繰入金 4, 160
計	124, 396	4, 160	128, 556			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	3, 232, 802	244, 814	3, 477, 616	1 財政調整基金繰入金	244, 814	財政調整基金繰入金 244, 814
計	5, 072, 962	244, 814	5, 317, 776			

20 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	800, 000	1, 406, 764	2, 206, 764	1 繰越金	1, 406, 764	繰越金 1, 406, 764
計	800, 000	1, 406, 764	2, 206, 764			

21 款 諸収入

4 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 雑入	535, 526	5, 478	541, 004	1 雑入	5, 478	過年度収入 5, 478
計	829, 333	5, 478	834, 811			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	1, 210, 200	19, 700	1, 229, 900	1 総務管理事業債	19, 700	合併特例債 19, 700
4 農林水産業債	303, 700	1, 200	304, 900	1 農業事業債	1, 200	公共事業等債 1, 200
5 商工債	358, 300	△58, 300	300, 000	1 商工事業債	△58, 300	過疎対策事業債 △58, 300
6 土木債	1, 254, 600	62, 000	1, 316, 600	6 橋りょう整備事業債	62, 000	過疎対策事業債 62, 000
計	5, 614, 700	24, 600	5, 639, 300			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6財産管理費	1, 121, 516	22, 936	1, 144, 452		19, 700		3, 236	14 工事請負費	22, 936	庁舎管理費（大雄庁舎） 22, 936
8地域振興費	305, 311	1, 000	306, 311				1, 000	12 委託料	1, 000	狙半内地域交流施設整備事業 1, 000
9地域局費	744, 989	990	745, 979				990	12 委託料	990	地区交流センター費 990
計	7, 748, 937	24, 926	7, 773, 863		19, 700		5, 226			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基 本台帳費	262, 696	4, 023	266, 719	4, 000			23	1 報酬	1, 529	人件費 財源振替
								3 職員手当等	435	中長期在留者居住地届出等事務費
								12 委託料	93	2, 059
								17 備品購入費	1, 966	個人番号カード等交付事務費 1, 964
計	262, 696	4, 023	266, 719	4, 000			23			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2障がい者自立支援給付費	2,706,825	2,552	2,709,377	1,276			1,276	12委託料	2,552	障がい者自立支援給付総務費 2,552
4地域福祉費	709,898	3,909	713,807	2,840		10	1,059	12委託料	3,788	地域福祉総務費 重層的支援体制整備事業 3,788
								22償還金、利子及び割引料	121	
8介護保険対策費	1,943,119	5,478	1,948,597			5,478		27繰出金	5,478	介護保険特別会計繰出金 5,478
計	8,319,960	11,939	8,331,899	4,116		5,488	2,335			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	1, 614, 444	6, 079	1, 620, 523	4, 415			1, 664	7 報償費	1, 295	児童福祉総務費 84 保育対策総合支援事業 5, 995
								8 旅費	500	
								10 需用費	365	
								11 役務費	30	
								12 委託料	2, 800	
								13 使用料及び賃借料	30	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助 及び交付金	975	
								22 償還金、利 子及び割引 料	84	
計	6,748,905	6,079	6,754,984	4,415			1,664			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予防費	438, 678	44, 412	483, 090	44, 412				21 補償、補てん及び賠償金	44, 412	予防接種事業 44, 412
計	3, 172, 910	44, 412	3, 217, 322	44, 412						

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3農業振興費	1,083,185	17,586	1,100,771	17,586				18負担金補助 及び交付金	17,586	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									スマート農業・農業支援サービス 事業導入総合サポート緊急対策事業 17,586	
8農地費	1,004,951	10,830	1,015,781	7,050	1,200		2,580	18負担金補助 及び交付金	10,830	農村地域防災減災事業 多面的機能支払交付金事業 1,430 9,400
計	2,888,561	28,416	2,916,977	24,636	1,200		2,580			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商工業振興費	2, 008, 593	0	2, 008, 593		△58, 300		58, 300			成長産業支援事業 財源振替
計	2, 944, 932	0	2, 944, 932		△58, 300		58, 300			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4橋りょう維持費	223,400	0	223,400		62,000		△62,000		道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持） 財源振替	

一般会計

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5雪対策費	1,481,348	4,371	1,485,719				4,371	10需用費	4,371	克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・ 消融雪溝等）管理費 4,371
計	3,769,799	4,371	3,774,170		62,000		△57,629			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3教育指導費	156, 997	1, 287	158, 284				1, 287	1 報酬	976	学校生活サポート事業 1, 287
								3 職員手当等	216	
								8 旅費	95	
計	1, 410, 408	1, 287	1, 411, 695				1, 287			

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2教育振興費	66, 598	7, 533	74, 131				7, 533	18負担金補助 及び交付金	7, 533	中学校各種大会派遣事業 7, 533
計	283, 677	7, 533	291, 210				7, 533			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 スポーツ振興費	865, 662	990	866, 652				990	12 委託料	121	屋内体育施設費 990
								17 備品購入費	869	
計	1, 630, 199	990	1, 631, 189				990			

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 財政調整基金費	13, 706	1, 103, 392	1, 117, 098				1, 103, 392	24 積立金	1, 103, 392	財政調整基金積立金 1, 103, 392
3 目的基金費	7, 128	735, 832	742, 960				735, 832	24 積立金	735, 832	ふるさと応援基金積立金 294, 478 公共施設等総合管理推進基金積立金 220, 677 横手市民会館施設整備基金積立金 220, 677
計	26, 726	1, 839, 224	1, 865, 950				1, 839, 224			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職
(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,319) 873	1,828,060	3,656,404	3,266,616	8,751,080	1,608,061	10,359,141	
補 正 前	(1,317) 873	1,825,555	3,656,404	3,265,965	8,747,924	1,608,061	10,355,985	
比 較	(2)	2,505		651	3,156		3,156	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員（外書き）

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	時間外 勤 手 当	宿日直 手 当	管理職員 特別勤 務 手 当	夜 間 勤 手 当	休 日 勤 手 当	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 金 担 金	合 計
補正後	117,970	41,511	58,154	20,268	422,218	4,900	2,693	14,000	60,692	41,798	1,123,005	921,432	70,428	82,175		1,740	283,632	3,266,616
補正前	117,970	41,511	58,154	20,268	422,218	4,900	2,693	14,000	60,692	41,798	1,122,617	921,169	70,428	82,175		1,740	283,632	3,265,965
比 較											388	263						651

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,253)	1,828,060		553,507	2,381,567	333,706	2,715,273	
補 正 前	(1,251)	1,825,555		552,856	2,378,411	333,706	2,712,117	
比 較	(2)	2,505		651	3,156		3,156	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当	住 居 当	通 勤 当	特 殊 勤 手	時間外 勤務 当	宿日直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当	単 身 赴 手 任 当	地 域 当	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補 正 後											298,409	255,098						553,507
補 正 前											298,021	254,835						552,856
比 較											388	263						651

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	5, 593, 200	24, 600	5, 617, 800	5, 195, 127		5, 195, 127	51, 750, 467	24, 600	51, 775, 067
(1)総 務	1, 210, 200	19, 700	1, 229, 900	796, 261		796, 261	10, 871, 574	19, 700	10, 891, 274
(5)農林水産	303, 700	1, 200	304, 900	541, 913		541, 913	4, 364, 929	1, 200	4, 366, 129
(6)商 工	358, 300	△ 58, 300	300, 000	82, 343		82, 343	1, 051, 453	△ 58, 300	993, 153
(7)土 木	1, 254, 600	62, 000	1, 316, 600	1, 278, 718		1, 278, 718	11, 451, 934	62, 000	11, 513, 934
合 計	5, 614, 700	24, 600	5, 639, 300	7, 065, 362		7, 065, 362	65, 192, 847	24, 600	65, 217, 447

議案第 9 8 号

令和 7 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 4, 6 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 2 8 2, 5 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 2 日提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金		2, 291, 710	△256, 092	2, 035, 618
	1 一般会計繰入金	1, 942, 519	5, 478	1, 947, 997
	2 基金繰入金	349, 191	△261, 570	87, 621
9 繰越金		1	410, 790	410, 791
	1 繰越金	1	410, 790	410, 791
歳 入	合 計	13, 127, 884	154, 698	13, 282, 582

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金		37,980	154,698	192,678
	1 償還金及び還付加算金	1,546	150,536	152,082
	2 繰出金	36,434	4,162	40,596
歳 出	合 計	13,127,884	154,698	13,282,582

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金	2, 291, 710	△256, 092	2, 035, 618
9 繰越金	1	410, 790	410, 791
計	13, 127, 884	154, 698	13, 282, 582

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	37,980	154,698	192,678					154,698
計	13,127,884	154,698	13,282,582					154,698

2. 歳入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 低所得者保険料軽減 繰入金	119, 451	5, 478	124, 929	2 過年度分	5, 478	過年度分 5, 478
計	1, 942, 519	5, 478	1, 947, 997			

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険給付準備基 金繰入金	349, 191	△261, 570	87, 621	1 介護保険給付 準備基金繰入 金	△261, 570	介護保険給付準備基金繰入金 △261, 570
計	349, 191	△261, 570	87, 621			

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	410, 790	410, 791	1 繰越金	410, 790	繰越金 410, 790
計	1	410, 790	410, 791			

3. 歳出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償還金	1	150, 536	150, 537				150, 536	22 償還金、利 子及び割引 料	150, 536	償還金 150, 536
計	1, 546	150, 536	152, 082				150, 536			

6 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般会計繰 出金	36, 434	4, 162	40, 596				4, 162	27 繰出金	4, 162	一般会計繰出金 4, 162
計	36, 434	4, 162	40, 596				4, 162			